香川県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和4年9月2日

香川県教育委員会

香川県教育委員会規則第5号

香川県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則 香川県立高等学校の通学区域に関する規則(昭和37年香川県教育委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(県外から高等学校に入学を志望する者 <u>等</u> の取扱い) 第6条 校長は、県外から <u>又は第2条第1項に規定する住所に応じた学区以</u> <u>外の学区の</u> 高等学校に入学を志望する者については、次の各号に掲げる場合に限り、出願を受理することができる。 (1)・(2) 略	(県外から高等学校に入学を志望する者の取扱い) 第6条 校長は、県外から高等学校に入学を志望する者については、次の各 号に掲げる場合に限り、出願を受理することができる。 (1) やむを得ない事情があると認める場合 (2) 教育委員会が別に定める場合 2 略 3 第1項第2号に掲げる場合は、志望する高等学校の課程及び学科に係る 入学の出願についての学区内に住所があるものとみなして、第2条、第3 条又は前条の規定を適用する。

附則

この規則は、公布の日から施行する。